



KANOYA CITY PUBLIC RELATIONS



MAY. 2013
お知らせ版
Information

鹿屋市住宅リフォーム助成事業のご案内

市では、市民が市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に、その費用の一部を補助します。

- 対象者 市内に居住及び住民登録をしていて、市税等を滞納していない人
- 対象住宅 対象者が所有し、現に自ら居住している住宅（貸家は除く）
- 要件
 - 次の補助内容の①～③で選択したリフォームで、対象工事費が20万円以上であること
 - 他の住宅関連補助制度と工事内容が重複していないこと
 - 「補助の決定通知書」が到達してから着工すること
 - 規定する期限内に工事が完了すること
- 施工業者 市の格付け登録をしている業者、又は市内に住所を有する個人業者（市税等を滞納していないこと）

●補助内容

補助の種類（補助金）	対象世帯	対象工事
①一般世帯リフォーム 補助率＝工事費の15% 限度額＝20万円	すべての世帯	居室等の増築、間取りの変更、屋根・外壁・内装・水回りの改修 など
②子育て世帯リフォーム 補助率＝工事費の20% 限度額＝20万円	高校生以下の子ども（4月1日現在18歳未満の就学者）と同居している世帯	子ども部屋の増築、間取りの変更、内装の改修 など
③高齢者等世帯リフォーム 補助率＝工事費の20% 限度額＝20万円	高齢者（4月1日現在65歳以上）又は※障害者が居住している世帯	高齢者等の居室の増築、間取りの変更、居室の内装改修、バリアフリー工事 など

※障害者＝身体障害者手帳4級以上又は精神保健福祉手帳3級以上

●申請期間

	申請期間	時間	場所	件数（予定）	工事完了期限
1回目募集	6月3日(月)～7日(金)	9:00～17:00	市役所7階大会議室	一般 100件 子育て 高齢者等 計150件	平成25年10月31日(木)

※6月5日(水)は市役所4階401会議室で行います。
申請は先着順で今年度の予算額に達した時点で申請を締め切ります。
1回目で予算額に達しない場合には、8月に2回目の募集を行います。

●申請時に必要な書類

- 申請書（補助金交付申請書、事業計画書、同意書、委任状等）
- 見積書
- 図面、写真（物件名と日付入り）、付近見取図
- ※申請書は、建築住宅課・各総合支所産業建設課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

●鹿屋市住宅リフォーム助成事業の業者向け合同説明会を開催します

- 日時＝5月17日(金) 10:00～
- 場所＝市役所7階大会議室

市建築住宅課（4階） ☎ 0994-31-1129

2013 5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2013 6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

市税は納期内に納めましょう!!

- 固定資産税（第1期）
- 都市計画税（第1期）
- 軽自動車税

【市税務課 内線3112】の納期限は

5月31日(金)

※軽自動車税の口座振替日は、5月27日(月)となります。

納税は簡単便利な口座振替で!!

【問い合わせ】

鹿屋市役所（代表）
☎ 0994-43-2111